

新潟市移動等円滑化促進方針検討協議会

資 料

2. 素案作成にあたっての確認事項について

新潟市移動等円滑化促進方針の構成イメージ

第2回検討協議会にて諮る項目

- 1) 計画策定にあたって (背景/目的/位置づけ/計画期間)
- 2) 市の概況 (人口状況/障がい者状況/主要施設)
- 3) 既存基本構想の評価 (旧新潟市、旧亀田町)
- 4) 市の基本方針 (基本理念/目指す方向性)
- 5) 移動等円滑化促進地区※ (区域設定/生活関連施設/経路設定)
- 6) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針 (全市/促進地区)
- 7) 届出制度 (制度概要/対象箇所)
- 8) 情報収集 (情報提供対象事項/提供方法)
- 9) 心のバリアフリー (取り組み方針)
- 10) 計画の評価・見直し

※第2回協議会は、地区選定の確認のみ

2. 素案作成にあたっての確認事項について

1) 計画策定にあたって（背景／目的／位置づけ／計画期間）

①背景・目的

○背景

本市では、交通バリアフリー法に基づき、市町村合併前の旧新潟市では、平成15年に「新潟市交通バリアフリー基本構想」を策定し、旧亀田町では平成14年に「かめだまち移動円滑化基本構想」を策定しています。ともに計画期間は平成22年までとなっており、それぞれの旅客施設を中心とした、重点整備地区を設定し、バリアフリー化を推進してきました。

○目的

その後、平成30年にバリアフリー法が一部改正され、市町村による移動円滑化促進方針及び基本構想の作成が努力義務化されました。本市では改正バリアフリー法の趣旨を踏まえ、新潟市全区へのバリアフリー化を展開することを目的として、新潟市移動等円滑化促進方針を策定することとしました。

2. 素案作成にあたっての確認事項について

②関連性の高い各計画との位置づけ

○新潟市総合計画2030

新潟市総合計画において「バリアフリー」は「重点戦略1：都市機能の充実と拠点性の向上」に、「障がい者」は「重点戦略6：誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現」に含まれています。

また駅前広場や自由通路などにおいて、「バリアフリー化など、ユニバーサルデザインの考えに基づいた整備を推進」が示されており、「障がい者」については「障がいと障がいのある人に対する理解の促進」が計画されています。

■目指す都市像

目指す都市像

**田園の恵みを感じながら
心豊かに暮らせる 日本海拠点都市**

- 目指す都市像の具体的なイメージを、**経済、社会、環境**の3つの枠組みで整理して掲載
- 官民の共通言語になっているSDGsの枠組みを使って整理することで、目指すイメージを共有し、市民や民間事業者をはじめとする多様な主体との一層の連携・協働を進める



■重点戦略

「重点戦略」新潟市が分野横断的に重点推進する政策パッケージ

都市が生み出す活力と財源を
住民福祉の向上に活用



Point

- 多様な主体との連携・協働のもと、総力をあげて展開する10の戦略を「重点戦略」として位置付け、1つの政策パッケージとして推進
- 重点戦略の推進により、「都市の活力向上」と、「住民福祉の向上」の持続可能な好循環を創出し、目指す都市像を実現

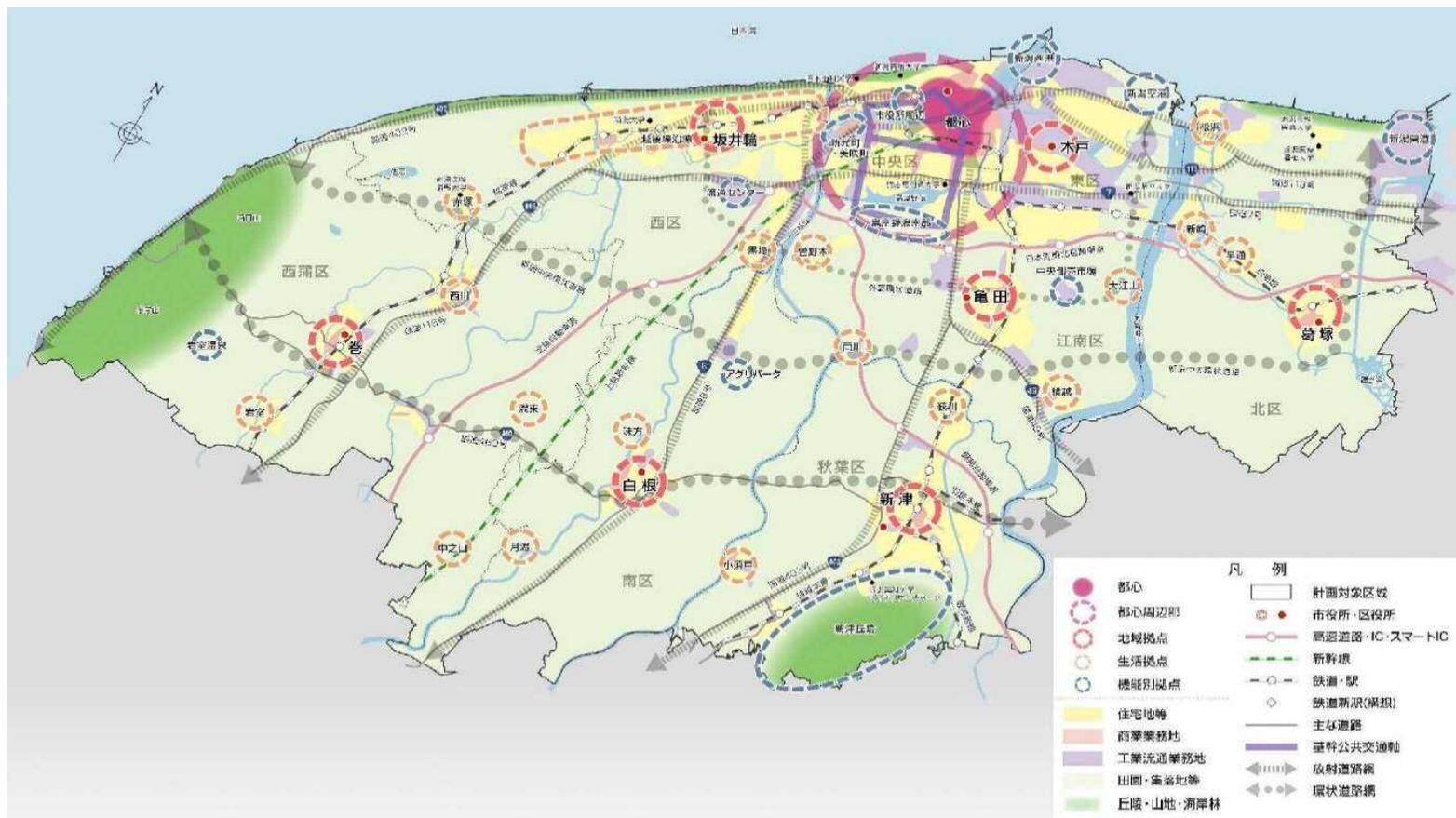
政策パッケージ

- 重点戦略1 都市機能の充実と拠点性の向上
- 重点戦略2 地域企業の経営力強化、新たなビジネスや成長産業の創出・育成
- 重点戦略3 豊富な田園資源を活かした儲かる農業の実現
- 重点戦略4 魅力と拠点性を活かした交流人口の拡大
- 重点戦略5 新潟暮らしの魅力発信と多様な支援による移住・定住の促進
- 重点戦略6 誰もが個性と能力を発揮しながら、心豊かに暮らせる社会の実現
- 重点戦略7 子どもと子育てにやさしいまちづくりと新潟の将来を担う人材の育成
- 重点戦略8 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
- 重点戦略9 脱炭素・循環型社会の実現
- 重点戦略10 安心・安全で災害に強いまちづくり

2. 素案作成にあたっての確認事項について

○都市計画基本方針（都市計画マスタープラン）

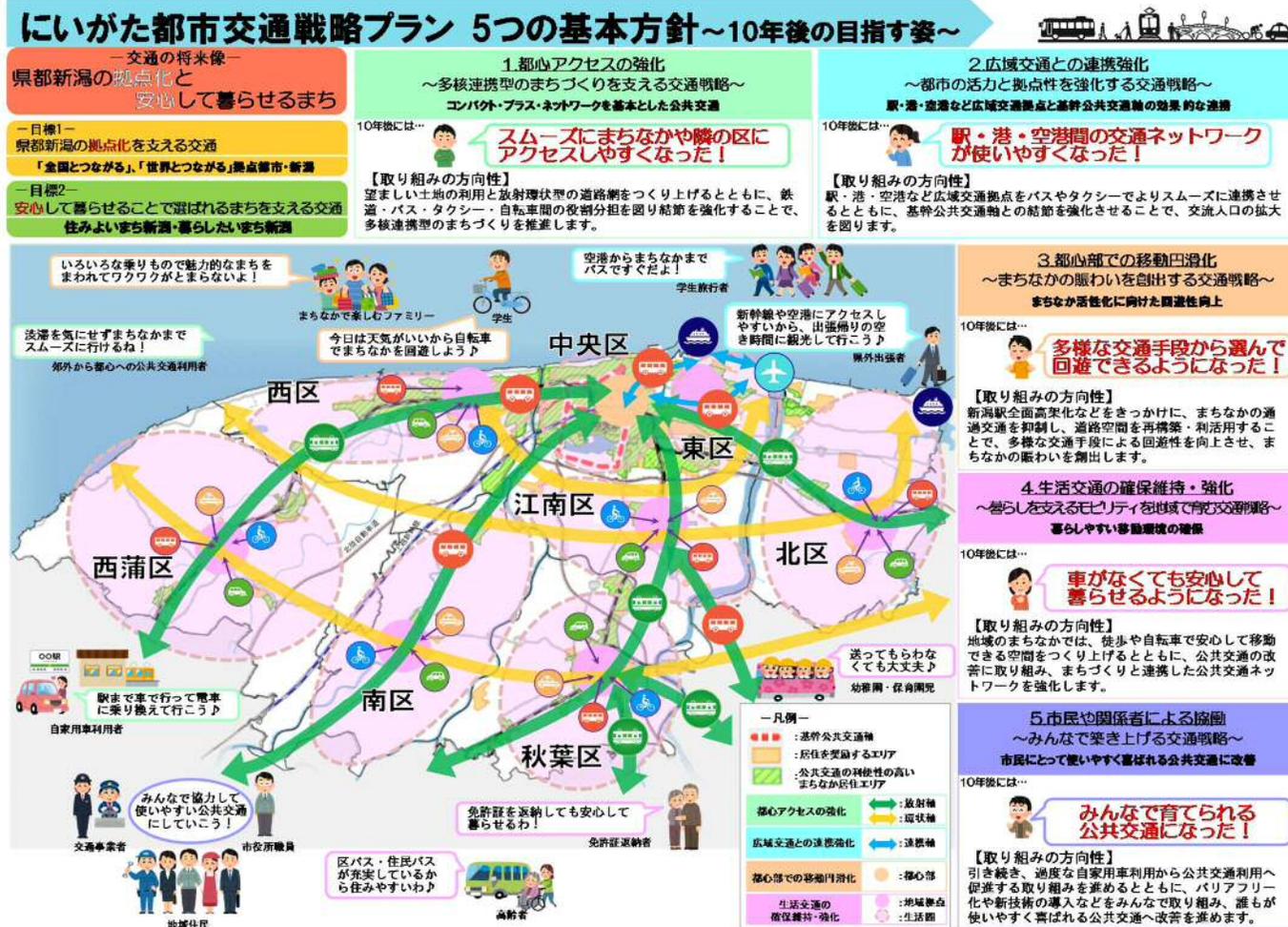
都市計画基本方針において、施設整備については「子供から高齢者、障がいの有無などに関わらず誰もが安心・安全で利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備を進めます。」と示されています。



2. 素案作成にあたっての確認事項について

○にいがた都市交通戦略プラン

「基本方針5：みんなで築き上げる交通戦略」において、「ユニバーサルデザインの考え方が重要であり、まずはバリアフリー化や多言語案内などから取り組む」ことが示されています。



2. 素案作成にあたっての確認事項について

○移動等円滑化促進方針の位置づけ

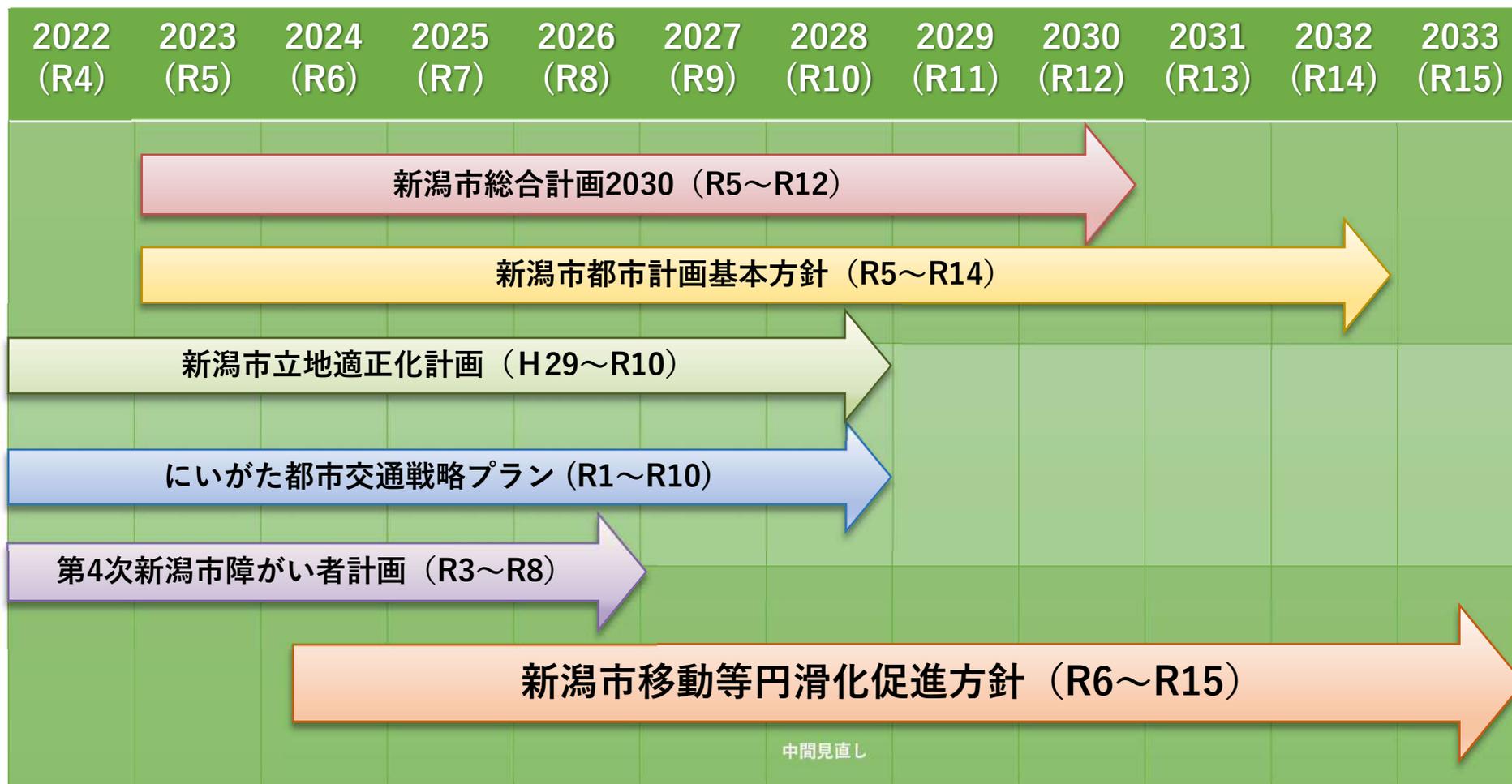


関連する計画については次期計画策定時において、本促進方針の内容を反映させる

2. 素案作成にあたっての確認事項について

③計画期間

○計画期間・・・本計画はR6年度からR15年度までの10年間の計画とします。



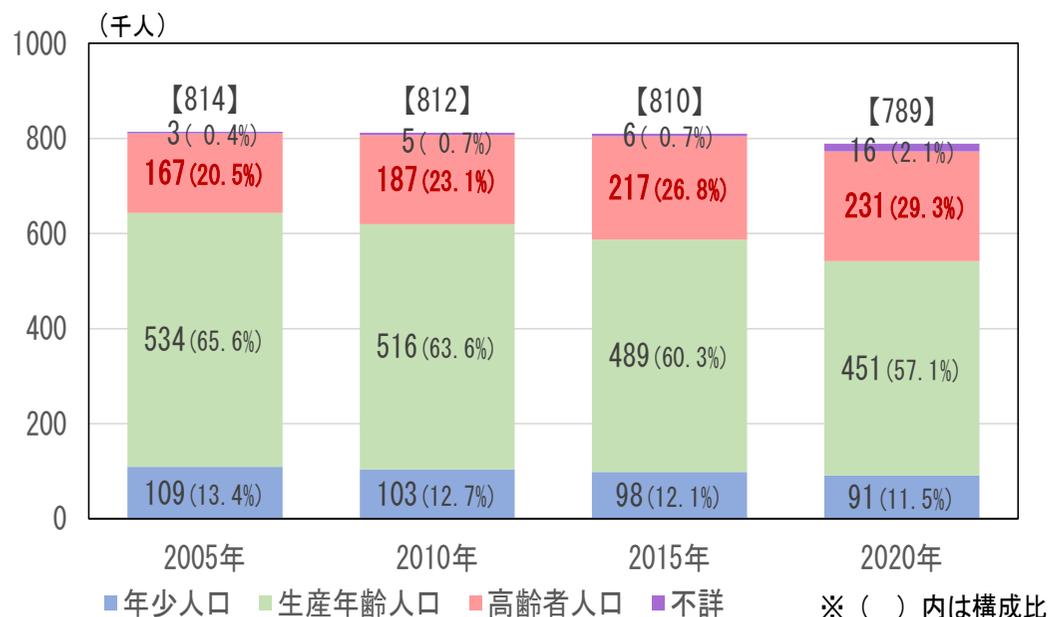
2. 素案作成にあたっての確認事項について

2) 市の概況 (人口状況／障がい者状況／主要施設)

①本市の人口

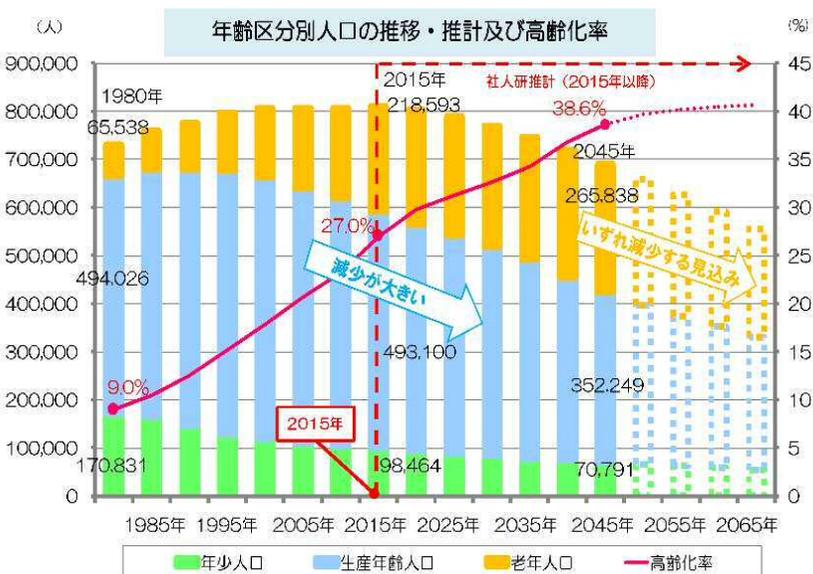
- 新潟市の人口が減少している中で、高齢者人口は増加しており2020年では23万人となり、全体の約3割を占めています。
- また、高齢者人口においても2045年以降は減少に転じることが見込まれています。

図 新潟市の将来人口推移



※年少人口：15歳未満 生産年齢人口：15～64歳 高齢者人口：65歳以上

図 新潟市の将来人口推移



出典：国勢調査（1980年～2015年：総務省）、社人研推計（2020年～2045年）

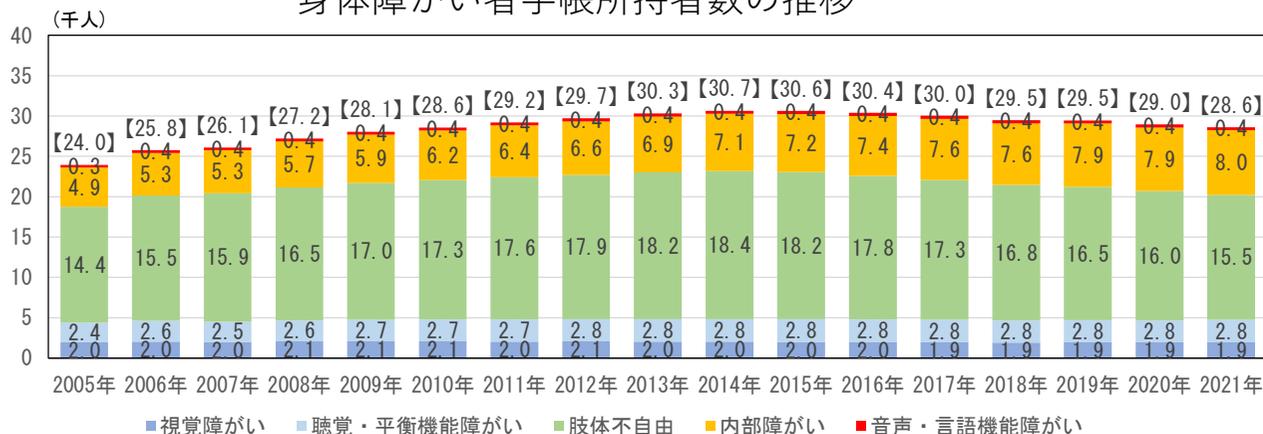
注記：高齢化率は年齢不詳を除いた割合

資料：第2期新潟市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020-2024）

2. 素案作成にあたっての確認事項について

②本市における障がい者の状況

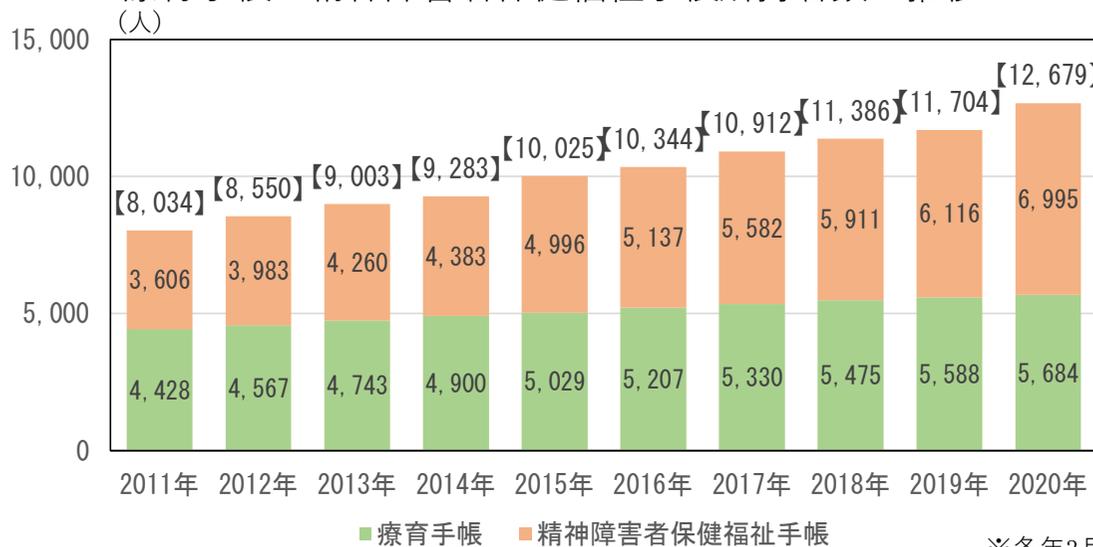
身体障がい者手帳所持者数の推移



2014年の30.7千人をピークに減少傾向にあり、2021年では28.6千人です。中でも多い身体障がい者は、**肢体不自由の障がい者で54%**（2021年）です。

資料：新潟市統計書

療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、各々増加傾向にあり、2011年から2020年までの10年間で、療育手帳所持者数は**約1.3倍**、精神障害者保健福祉手帳所持者数は**約2倍**に増加しています。

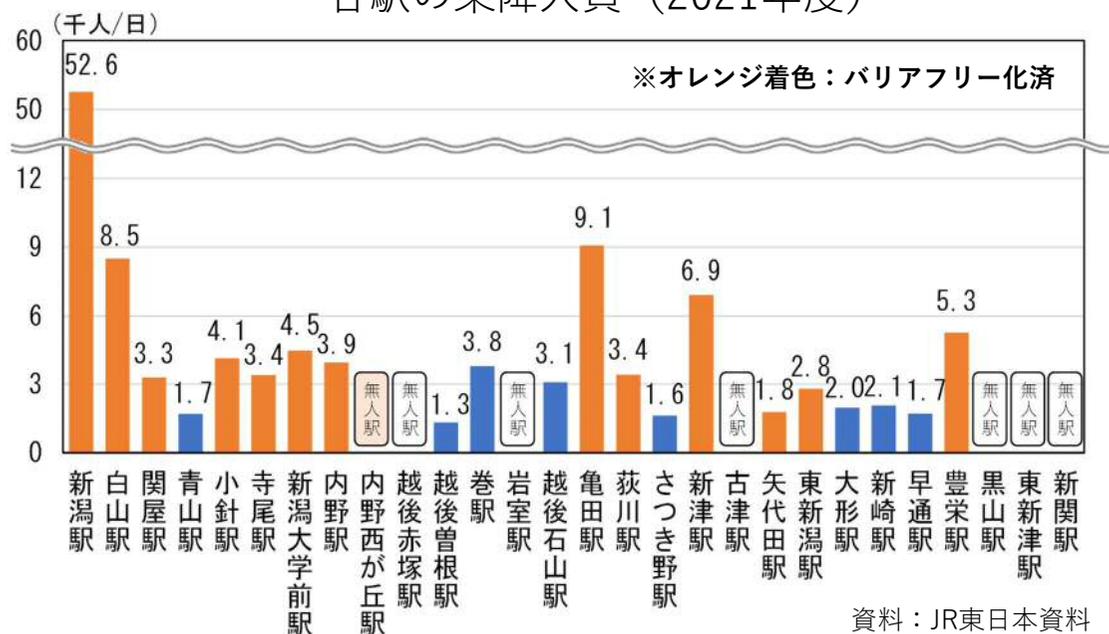
※各年3月31日現在

2. 素案作成にあたっての確認事項について

③主要旅客施設の利用・整備状況

○鉄軌道

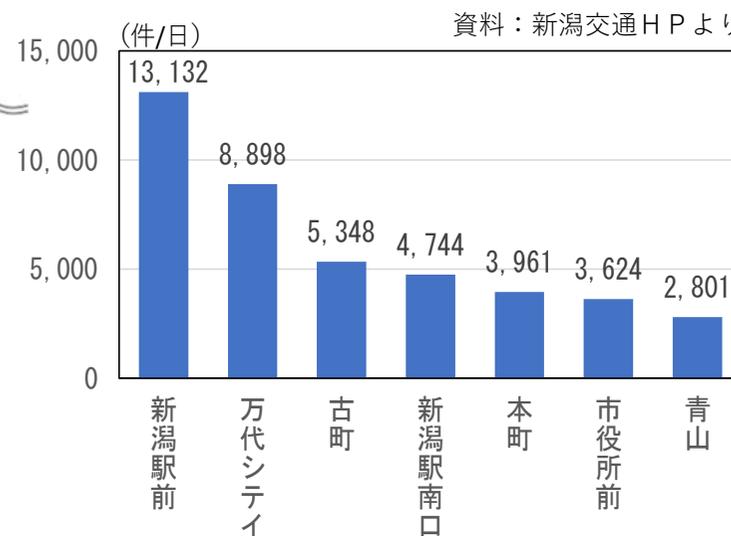
計画策定時に時点修正
各駅の乗降人員（2021年度）



各駅のバリアフリー化が進められており、乗降人員3千人/日以上の駅において、郊外の巻駅や旧新潟市の越後石山駅を除いてバリアフリー化が完了しています。3千人未満でも一部の駅でバリアフリー化に対応しています。

○路線バス

計画策定時に時点修正
各停留所の乗降人員（2022年4月）



駅以外でも利用の多いバス停がありますが、「古町」や「本町」、「市役所前」、「青山」など新潟市中心部に集中しています。

※2018年～2022年までの各年4月の一日平均乗降件数が1,000人/日を越えている停留所

2. 素案作成にあたっての確認事項について

③各施設の利用・整備状況

○車両

一部の事業者においてUDタクシー※が導入されています。新潟市内における事業者が所有するタクシー1,222台のうち、導入車両数は78台となっており、約6%の導入率となっています(R5.2月現在)。

※足腰の弱い高齢者、車椅子使用者、ベビーカー利用の親子連れ、妊娠中の方など、誰もが利用しやすいタクシー車両のこと。

また、新潟市内における路線バス車両のバリアフリー化についてはノンステップバスなどの車いす対応車両の導入については車両総数に対して94.6%の導入率となっています(R5.7月現在)。

※市内を運行する路線バスを所有する事業者でバス車両を使用する路線を運行する事業者。

○道路

「新潟市交通バリアフリー基本構想」及び「かめだまち移動円滑化基本構想」において特定経路に位置付けた道路のバリアフリー整備を進めています。令和4年度末時点で93.7%となっています。

超高齢化社会が進展する中で、誰もが安心、安全かつ快適にバスが利用できるよう乗降環境の改善に向け、ノンステップバス車両の導入と併せて、バリアレス縁石※の導入によるバス停のバリアフリー化に取り組んでいます。

※バリアレス縁石とは、側面を特殊な形状とすることで、バス停にバスを近づけること(正着)が出来る縁石のこと。側面に傾斜がついているため、縁石がタイヤに接触しても摩耗や衝撃がほとんどありません。



UDタクシー



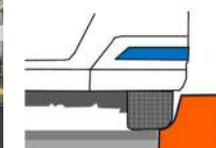
ノンステップバス



点字誘導ブロック



エレベーター及びシェルター(上屋)



バリアレス縁石

実験協力：公益社団法人日本交通計画協会
製品製造：株式会社アドヴァンス(新潟市)

2. 素案作成にあたっての確認事項について

③各施設の利用・整備状況

○公園

市内には1,439箇所、都市公園が立地しており、令和4年3月に都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの基準が改訂され、適合義務化された施設のバリアフリー化に向け取り組んでいます。公園内のトイレのバリアフリー化について、オストメイト用設備を有するなどの新基準において23.4%が対応している状況です。



多機能トイレ



エレベーターと連続性のある園路

○信号機

既存計画の基本構想における重点整備地区内の交差点には音響式信号機の整備が進んできており、6地区において、97箇所のうち81箇所で整備され83.5%の整備率となっている。



音響式信号機

○建築物

1) 福祉のまちづくり条例適合状況

建築物では、新潟県福祉のまちづくり条例におけるバリアフリーの施設基準に適合した施設の届出状況によると、平成21年から令和4年までの間で届出のあった1,184件のうち適合率は26.8%となっています。

2) 公共施設のバリアフリー化

	出入口段差	階段・手すり等	障がい者用エレベーター	オストメイト対応トイレ	車いす対応駐車場	誘導用床材
バリアフリー化率 (%)	73.9%	61.8%	26.9%	19.6%	46.0%	26.1%

出典：令和4年度 財産白書・施設カルテ一覧表より

※ 新潟市内の公共施設における、バリアフリー化対応施設の割合（全数918施設中対応施設の割合）

2. 素案作成にあたっての確認事項について

3) 既存計画（基本構想）の評価（旧新潟市、旧亀田町）

現行基本構想のバリアフリー実施状況

	新潟万代	万代島	白山	寺尾	内野	亀田
旅客施設	整備実施中	段差解消 多機能トイレ 点字誘導ブロック	駅舎・駅前広 場・E V整備	駅舎、南口に E V整備	駅舎・駅前広 場・E V整備	駅舎・駅前広場・ E V・E S整備
車両	路線バス車内の運賃等の情報案内モニターを整備し、わかりやすい案内を実施 「移動円滑化基準」に適合した車両の導入や入れ替え実施（バリアフリー対応率：94.6%（R5.7時点）） 鉄道事業者においてもバリアフリー型車両を順次導入					
歩道	特定経路 整備進捗率 92%	特定経路 整備進捗率 100%	特定経路 整備進捗率 97%	—（※）	特定経路 整備進捗率 60%	特定経路 整備進捗率 100%
信号機	音響式信号機 整備導入率 89%	音響式信号機 整備導入率 88%	音響式信号機 整備導入率 68%	音響式信号機 整備導入率 67%	音響式信号機 整備導入率 100%	音響式信号機 整備導入率 75%
駅前広場	段階的供用に合 わせた整備実施	佐渡汽船ターミ ナル～バス停ま での移動が容易	駅前広場 整備完了	—（※）	点字誘導ブロッ ク整備	駅前広場 整備完了 バス停留所は未完
連絡通路	新潟駅高架化に 合わせ整備中	朱鷺メッセ～ ターミナル間の E V整備済	自由通路におい てE V整備済	自由通路におい てE V整備済	自由通路におい てE V整備済	自由通路におい てE V・E S整備済
冬期	シェルター 融雪装置(南口)	影響少	シェルター	特になし	シェルター	シェルター 融雪装置（東西）

用語解説：特定経路…特定旅客施設（駅など）と官公庁、福祉、商業施設とを結ぶ徒歩で利用できる経路。
E S…エスカレーター、E V…エレベーター、シェルター…上屋・庇(ひさし)

※ 計画の対象がない（経路未設定、駅前広場がない）

2. 素案作成にあたっての確認事項について

→ 別紙1及び参考資料1

4) 市の基本方針（基本理念／目指す方向性）の決定に向けて

①課題・問題点の把握と基本理念・目指す方向性の設定

○高齢者・障がい者団体等へのヒアリング（令和5年2月）

移動等円滑化促進方針を策定するにあたり、その影響が大きいと考えられる高齢者・障がい者団体等へのヒアリングを実施し、現状のバリアフリー整備の課題を把握

協力団体：（一社）新潟市老人クラブ連合会
NPO法人新潟市ろうあ協会
（社福）新潟市社会福祉協議会
（社福）新潟県視覚障害者福祉協会
新潟市身体障害者福祉協会連合会

○交通事業者へのアンケート（令和5年3月）

交通事業者や実際に高齢者、妊婦、障がい者などに応対する運転士を対象にアンケート調査を実施し、バリアフリーに関する取り組みや現在の対応、要望等を把握

協力企業：JR東日本新潟支社、新潟交通㈱、新潟市ハイヤータクシー協会

上記のヒアリングおよびアンケート調査に基づき、現状の課題や問題点を把握



基本理念や目指す方向性を設定

2. 素案作成にあたっての確認事項について

→ 別紙1及び参考資料1

4) 市の基本方針（基本理念／目指す方向性）の決定に向けて

①課題・問題点の把握と基本理念・目指す方向性の設定

○高齢者・障がい者団体等のニーズ（抜粋）

○利用しやすい道路環境の整備

- ・歩道内や踏切の段差や凸凹は小さく、グレーチング等の隙間も小さくして欲しい
- ・音響式信号機や視覚障害者誘導ブロック、エスコートゾーンを設置して欲しい
- ・除雪により歩道に雪だまりができるので、除雪方法を改善して欲しい など

○利用しやすい交通施設の整備

- ・ノンステップバスの導入や車いす・ベビーカーのスペースを確保して欲しい
- ・障がい者等の移動距離の少ない施設のレイアウトや、わかりやすい案内表示を設置して欲しい

○デジタル技術を活用したバリアフリー化

- ・スマートフォンアプリと歩道整備が連携するような新しい技術導入をして欲しい

○障がい者等の立場を理解する機会の創出

- ・障がい者が困っていることに対する市民理解が不足している

○心のバリアフリーに対する意識の醸成

- ・当事者が周囲の人々に声を掛けやすい環境づくりが必要
- ・ヘルプマークの認知度が低く、さらなる周知が必要 など

○交通事業者アンケート意見（抜粋）

○利用者への要望

- ・妊婦や障がい者の利用者のニーズが個人ごとの異なるので運転士に対して要望をしっかりと伝えて欲しい
- ・運転士は介護職ではないため、介助の範囲が限定されることを認識して欲しい など

○市への要望

- ・タクシーのバリアフリー化への助成制度拡充や案内表示、バス停付近の除雪方法の改善 など

3. 促進地区の設定について

5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定/生活関連施設/経路設定)

○促進地区候補の抽出 (1次選定)

旧新潟市、旧亀田町の基本構想の重点整備地区である6地区は、引き続き移動等円滑化促進地区候補に含めることとし、**新潟市全域で26箇所**を抽出

【促進地区候補26地区の選定コンセプト】

- ・ 既存の基本構想における重点整備地区
- ・ コロナ禍前に概ね2,000人/日以上の利用がある旅客施設のある地区
- ・ 新たな旅客施設の設置が予定されている地区
- ・ 第1回協議会で委員から意見等があった地区



○促進地区の選定 (2次選定)

選定方針

- ・ 10年の計画期間内において着手可能な範囲として**既存計画の設定地区の概ね倍の地区数**を選定
- ・ **地区内の生活関連施設の数、立地適正化計画**との関連など改正バリアフリー法の選定要件を踏まえる
- ・ **各区のバランスを考慮** (江南区は主要旅客施設が亀田駅のみのため新たな地区選定の対象外)



上記を踏まえ新たに各区で1箇所促進地区を選定する

3. 促進地区の設定について

● 地区選定要件（バリアフリー法より）

(1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

→原則として生活関連施設が概ね3以上あり、これらの施設が徒歩圏内に集積している地区

→ 半径500mの徒歩圏における生活関連施設数 ……選定基準 1

(2) バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

→ 旅客施設において乗降客数、利用者数の多い地区……選定基準 2

→ 立地適正化計画に位置付けられている都市機能誘導区域
及びそれに準ずる地区……選定基準 3

(3) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

→ 計画的に進行している駅舎及び駅前広場等のバリアフリー化
整備を行う地区またはそれに準ずる地区 ……選定基準 4

3. 促進地区の設定について

→ 別紙 2

5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定／生活関連施設／経路設定)

選定方法

選定基準 1～4 に基いた点数評価を行い、**点数の多い地区を優先順位が高い地区**として位置づけ選定する。ただし、既存の基本構想における重点整備地区については、既に計画として位置づけられているため、引き続き促進地区に選定する。

移動等円滑化促進方針の策定にあたり、新潟市全区へバリアフリー化を展開していくことを目指し、促進地区候補の中から**各区で1箇所、新たな促進地区を選定する**。

既存計画から引き続き選定される 6 地区については、本計画の中でバリアフリー化のさらなる**改善を図っていく**。

※今回の選定から外れた地区であっても、随時必要に応じてバリアフリー化の対策を講ずることができるものとする。

3. 促進地区の設定について

5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定／生活関連施設／経路設定)

選定地区 (事務局案) . . . 合計13地区

既存基本構想地区

新潟万代	地区
万代島	地区
白山	地区
寺尾	地区
内野	地区
亀田	地区

新規設定地区

豊栄	地区
越後石山	地区
古町・本町	地区
新津	地区
南区役所周辺	地区
新潟大学前	地区
巻	地区

今回、促進地区に選定しない地区については、今後の旅客施設周辺の開発状況やそれに伴う旅客施設の利用状況の変化を注視しながら、促進地区の追加選定の検討を行なっていく

4. まち歩き点検地区の選定及びお願い

→ 別紙3

まち歩き点検の地区の選定

実施する地区：（事務局案）

1. 新潟万代地区（ 総合福祉会館 ～ 新潟駅 ）
2. 白山地区（ 市役所 ～ 白山公園 ～ 白山駅 ）

まち歩き点検の対象と視点の整理

点検対象： 鉄道駅、バス停、建物、公園、道路

点検方法・視点の整理：

- ✓ 鉄道駅やバス停など交通施設での移動が支障なく行えるかチェックする。
- ✓ 建物や公園における移動、道路や横断歩道など施設へ向かう経路の移動が支障なく行えるかチェックする。
- ✓ 新潟の冬期における移動も考慮した上で各対象をチェックする。
- ✓ 問題点だけでなく、良い点、優れている点についてもチェックする。

まち歩き点検の協力のお願い ・ ・ ・ 参加者意見の聴き取り、課題の把握

関係委員 JR東日本 道路計画課 区建設課 障がい福祉課 （建築部）

今後の予定

- ・ 8 / 中旬～8 / 下旬 まち歩き点検実施（A M2時間程度）

- ・ 10 / 中旬 第3回 協議会開催（促進地区決定）
 - 5) 促進地区の決定
（生活関連施設・経路・区域を決定）
 - 6) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針

- ・ R6. 2 / 中旬 第4回 協議会開催（素案の報告）
 - 7) 届出制度（制度概要/対象箇所）
 - 8) 情報収集（情報提供対象事項/提供方法）
 - 9) 心のバリアフリー（取り組み方針）
 - 10) 計画の評価・見直し